

個別監査計画書

サンプル暗号資産交換株式会社 内部監査室

利用者財産の分別管理・カストディの内部監査（金銭の信託保全・暗号資産の同種同量保持・ウォレット/秘密鍵管理・残高突合・入出金）

AI生成ドラフト・会計士レビュー前提。会社・人物・数値はすべて架空

計画書番号	IA-2025-03	監査テーマ	利用者財産の分別管理・カストディの内部監査（金銭の信託保全・暗号資産の同種同量保持・ウォレット/秘密鍵管理・残高突合・入出金）
対象期間	第3期（2025年4月1日～2026年3月31日）。母集団期間は第3期の全期間とし、本調査では2025年4月1日～2026年1月31日分を、期末後手続（2026年4月）で2026年2月1日～3月31日分を追加抽出して同じCAATを再実行する予定。アクセス権とオンチェーン残高の基準日は2026年1月31日（期末残高照合は2026年3月31日）	被監査部門	分別管理統括責任者（CFO）・財務経理部長 ウォレット運用部長 セキュリティ管理部長 コンプライアンス部長 オペレーション部長（資産管理課） リスク管理部長 情報システム部長
承認者	内部監査室長	承認日	2025-12-05

1. 監査目的

資金決済法第63条の11（利用者財産の管理）・第63条の11の2（履行保証暗号資産）および暗号資産交換業者に関する内閣府令第26条～第30条、JVCEA自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則」、社内諸規程に照らし、利用者財産（利用者区分管理金銭・信託預け金・利用者暗号資産・履行保証暗号資産）の分別管理・カストディに係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を、①財務報告の信頼性②業務の有効性・効率性③コンプライアンス④資産の保全の4目的の観点から独立的・客観的に評価し、改善提案を行う。発見事項は往査調書の例外から昇格させ、講評会で被監査部門の確認を得たものを内部監査報告書に記載する。

2. 監査範囲

対象組織:財務経理部（分別管理・照合・分別管理統括責任者（CFO））、ウォレット運用部、セキュリティ管理部 暗号資産管理グループ、コンプライアンス部（入出金・トラベルルール）、オペレーション部 資産管理課（入出金管理の所管）、リスク管理部（出金の二段階承認・カストディ担当）、情報システム部。対象資産:利用者区分管理金銭・信託預け金・利用者暗号資産（預り暗号資産）・履行保証暗号資産。対象システム:勘定系・預金管理システム、信託保全管理システム、取引

システム、分別管理システム、ウォレット管理システム、ブロックチェーン照合ツール。対象期間: 第3期(2025年4月1日~2026年3月31日)の全期間を母集団とし、本調査では2026年1月31日までのデータを、期末後手で2026年2月1日~3月31日分を追加抽出して同じCAATを再実行する(アクセス権・オンチェーン残高の基準日は2026年1月31日、期末残高照合は2026年3月31日)。分別管理監査(資金決済法第63条の11第3項・内閣府令第28条及び第30条に基づく公認会計士又は監査法人の監査)への対応状況のレビューを含むが、当該監査そのものの実施主体は内部監査室ではない。疑わしい取引の届出(犯罪収益移転防止法第8条)は本監査の対象外とし、2025年度計画の「AML/取引時確認の監査」(2026年2月)で別途評価する。

3. 監査基準

社内規程(利用者資産分別管理規程第4~12条、暗号資産管理規程第7~12条、秘密鍵管理規程第3~7条・第10条、ウォレット管理規程第8~10条、信託保全管理規程第4条、暗号資産保安全管理規程第5・6条、暗号資産入出庫管理規程第4・8条、トラベルルール対応規程第3条、アクセス管理規程第6条、職務分掌規程第4条、内部監査規程第6条、経理規程第7条(暗号資産の評価)・第8条(利用者資産の分別管理と残高照合))/法令(資金決済法第63条の11・第63条の11の2、暗号資産交換業者に関する内閣府令第26条(利用者の金銭の管理)・第27条(利用者の暗号資産の管理)・第28条(分別管理監査)・第29条(履行保証暗号資産の管理)・第30条(履行保証暗号資産に係る分別管理監査)、犯罪収益移転防止法第10条の5・第7条(取引記録等の作成・保存))/JVCEA自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則」(コールドウォレット保管等は府令第27条第2項の5%上限を前提とした社内上限の設定等を求める)/財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準(2023年改訂、J-SOX)/実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」/内部統制はCOSO内部統制フレームワーク。なお内部監査部門自身の品質はグローバル内部監査基準(GIAS、2025年1月9日発効)に準拠するが、これは被監査部門の統制を測る criteria には用いない。

4. アプローチとリスク評価の要約

リスクベース・アプローチ。当社のJ-SOX文書業務プロセスP201-00「顧客資産の保全プロセス(分別管理・カストディ)」のキーコントロールを起点にRCMと突合し、固有リスク・残余リスクを評価する。CAAT(オンチェーン残高の全件突合、出庫先ホワイトリスト全件照合、特権ID・全アカウントの全件棚卸、コールドウォレット比率の日次データ全件検証)を積極活用する。データ入手は各システムからのCSV/ログ抽出を情報システム部へ事前依頼し、抽出条件・抽出者・抽出日時・件数を監査調書に記録して母集団の網羅性(総勘定・システム件数との件数照合、出庫はオンチェーンの送信履歴との逆突合)を担保する。サンプルテストは母集団の完全性を確かめたうえで抽出方法・件数・根拠を調書に記載する(社内サンプリング基準:日次以上の統制25件以上、週次15件以上、月次は全件、低頻度の手作業統制は発生分のうち直近2回以上を観察)。整備不備(統制のデザイン欠陥)と運用不備(デザインは妥当だが運用逸脱)を区分して評価する。期末後手で調書に追記する場合は、実施日(本調査)とは別に更新日を併記する。監査結果は内部監査規程第6条に基づき内部監査室長→社長・取締役会及び監査役会(分別管理統括責任者(CFO)含む)へ伝達し、重要度

「高」の指摘は是正計画と期限を求めフォローアップする。委託先・第三者へのデータ徴求・報告徴収は取引基本契約の監査/立入検査条項・報告徴収権を権限根拠とし、外部会計監査固有の確認手続は内部監査の権限に翻案（実施状況のレビュー）して用いる。

サブプロセス	リスク	固有	残余
金銭の分別管理・信託保全	必要保全額の日次算定に誤り・遅延があり、信託元本が不足したまま差替指図がなされず、利用者区分管理金銭が保全不足となる（資産の保全リスク）。手作業スプレッドシート（EUC）による算定改ざん・計算誤りの可能性	高	中
金銭の分別管理・信託保全	信託・分別口座からの出金に係る権限分離が不徹底で、単独承認・記帳者による出金が可能となり着服・ラッピング（lapping）や期末の一時的資金移動（ウィンドウ・ドレッシング）が生じる	高	中
暗号資産の分別管理（同種・同量保持）	利用者口座残高と分別管理システムの突合が不十分で、預り暗号資産の同種・同量保持が満たされず（数量水増し/不足）、利用者暗号資産の保全が損なわれる	高	中
暗号資産の分別管理（同種・同量保持）	コールドウォレット保管比率（内閣府令第27条＝ホットウォレット等で管理する利用者の暗号資産は本邦通貨換算額の5%以下。実務上コールド95%以上。JVCEA自主規制規則はこれを前提）が日次で維持されず、ホットウォレット比率が過大となりサイバー…	高	高
履行保証暗号資産	履行保証暗号資産（資金決済法第63条の11の2・内閣府令第29条）として保有すべき同種・同量の必要数量の算定が過小で、コールドウォレット保管等の要件を満たさず、有事の履行保証が不足する	高	中
ウォレット・秘密鍵管理	秘密鍵の分割保管・マルチング（M-of-N）・解錠2名以上が徹底されず、単独者が署名可能となり内部不正・鍵漏洩により資産流出（業界で典型的に生じ得る鍵管理起因の流出）。鍵の生成・バックアップ・廃棄記録の不備	高	高

サブプロセス	リスク	固有	残余
ウォレット・秘密鍵管理／IT 全般統制	署名・ウォレット管理システムの特権 ID が共有され、退職・異動時の失効が遅延し（一般ユーザー含む）、本番プログラム/設定の不正変更が検知されない（ITGC の職務分掌違反。変更管理は 2025 年度計画のシステムリスク監査〈2026 年 2 月・20 人日…	高	中
残高・ブロックチェーン突合	オンチェーン残高と台帳・分別管理システムの日次突合で差異が生じてもエスカレーションされず、資産の過不足やブロックチェーン記録改ざん・誤送金が放置される	高	中
出庫承認・ホワイトリスト（ウォレット・秘密鍵管理）	出庫のホワイトリスト照合・二段階承認が回避され、未登録アドレスへの不正出庫・誤送金が発生する。ホワイトリスト登録変更の承認不備	高	中
入出金管理（トラベルルール）	トラベルルール（犯罪収益移転防止法第 10 条の 5）の通知・受信記録が不備で、送付人・受取人情報の授受・保存が欠落し規制違反・不正利用（AML）を招く	中	中
外部委託先管理（信託銀行・カストディ/鍵管理ベンダー）	信託銀行・鍵管理/システム委託先の内部統制（SOC1/SOC2 等）の入手・評価が行われず、委託先起因の分別管理・鍵管理の不備が看過される	中	中
期末時価評価・決算財務報告	自己保有暗号資産の期末評価（活発な市場がある場合は公正な評価額＝市場価格）で参照市場・レートが恣意的に選択され、評価損益・種類別開示が歪む。トップサイド調整・手仕訳による無効化	中	中

5. 監査項目と手続

No	サブプロセス	監査要点	技法	母集団・サンプル
P-01	金銭の分別管理・信託保全	必要保全額の日次自動算定が正確で、信託元本と日次比較・差替指図が適時・適切に行われ、金銭の保全不足が生じていないこと（C2・C3 の整	閲覧・質問・突合・再実施・分析	母集団=第 3 期の全営業日（約 244 日見込。分別管理システムの日次算定レコード件数と照合して完全性を確かめる）。CAAT で必要保全額と信

No	サブプロセス	監査要点	技法	母集団・サンプル
		備・運用有効性)		託元本の差額を全件分析し、必要保全額>信託元本となった日は全件証憑突合。再実施は差替発生日+月末12日+高取引日12日で30日分以上（日次統制の社内サンプリング基準25件以上を満たす目的抽出）。
P-02	金銭の分別管理・信託保全	信託・分別口座からの出金に権限分離・二段階承認が機能し、単独出金・着服（lapping）・期末の一時的資金移動が生じていないこと（C4・C4D）	閲覧・質問・突合・再実施・分析	母集団=第3期の信託・分別口座からの会社起票の出金・振替取引（約1,800件見込。利用者の出金指図に基づく自動振込を除く。勘定系・預金管理システムの抽出件数と照合）。CAATで承認者=起票者・二段階承認の欠落を全件スクリーニング。証憑突合は金額上位・期末±5営業日の口座間資金移動・休日/深夜起票から計30件（日次以上の統制の基準25件以上）。C4D週次点検記録は全52週分を閲覧。
P-03	暗号資産の分別管理（同種・同量保持）	利用者口座残高と分別管理システムが毎営業日突合され、同種・同量保持が維持されていること（C1・C3。利用者資産分別管理規程第6条）	閲覧・突合・再実施・分析・観察	母集団=第3期の日次分別管理突合記録（約244営業日分。分別管理システムの件数と照合）。差異発生日は全件証憑検証し、月次のC3レビュー記録は12か月分を全件閲覧（月次統制は全件）。基準日（2026年1月31日）の全銘柄について、ウォレット帰属区分・利用者別補助簿・全利用者合計・利用者資産専用アドレスのオンチェーン残高の四者をCAATで全件突合し、期末後手続で2026年3月31日についても再実行する。
P-04	暗号資産の分別管理（同種・同量保持）	コールドウォレット保管比率が内閣府令第27条（ホットウォレット等は本邦通貨換算額の5%以	閲覧・再実施・分析・突合	母集団=第3期の全365日×1時間ごとのスナップショット8,760件（ウォレット管理システ

No	サブプロセス	監査要点	技法	母集団・サンプル
		下=実務上コールド 95%以上。JVCEA 自主規制規則はこれを前提)を日次で維持されていること (ウォレット・秘密鍵管理 C1【KC】・入出金管理 C9)		ムの出力件数と照合)。 CAAT で全件の比率を数量ベースと円換算ベースの双方で再計算し、95%未達の有無を検証。日次確認記録(担当者 ID・確認時刻・承認)は 365 日分を全件照合する。
P-05	履行保証暗号資産	履行保証暗号資産の必要数量(対象となる利用者暗号資産と同種・同量)の算定と充足確認が、資金決済法第 63 条の 11 の 2・内閣府令第 29 条の要求に対し社内規程が定める日次の頻度で行われていること(C20【KC】)	閲覧・質問・再実施・分析	母集団=第 3 期の日次算定データ 365 日分(システム件数と照合)。 CAAT で所要額>必要数量(不足)を全件分析。充足確認の記録は 365 日分の存在をシステムのタイムスタンプで確認し、月末 12 日分を証憑突合(月次は全件)。
P-06	ウォレット・秘密鍵管理	秘密鍵の分割保管・マルチシグ(M-of-N)・解錠 2 名以上が整備・運用され、鍵の生成/バックアップ/廃棄が記録されていること(C2【KC】・C3)	閲覧・質問・観察・再実施・分析	母集団=第 3 期の鍵ライフサイクル・イベント全件(生成・更新・バックアップ・廃棄。鍵管理台帳と照合)を記録確認。解錠操作は低頻度の手作業統制のため、監査期間中に発生する実操作を 2 回以上観察(社内基準:低頻度統制は直近 2 回以上)。署名承認ワークフローの署名ログ(約 4,300 件見込)を CAAT で全件分析し、単独署名・定足数(M-of-N)割れ・起票者と承認者の同一を検出する。
P-07	ウォレット・秘密鍵管理 /IT 全般統制	署名/ウォレット管理システムの特権 ID・アクセス権が(1)付与承認(2)退職・異動時の失効の適時性(3)定期棚卸の 3 点で管理されていること (C4、アクセス管理規程第 6 条)	閲覧・質問・突合・再実施	母集団=基準日 2026 年 1 月 31 日時点の署名/ウォレット管理システムの全アカウント(約 100 件見込。システム件数と照合)を人事マスタ(期間中の退職・異動)と CAAT で全件突合。付与承認は当期新規付与分を全件、申請・承認証跡と突合。特権 ID は棚卸記録と全件再実施照合。期末後手続で 2026 年 2~3 月の退職・異動について同じ突合を再実行する。

No	サブプロセス	監査要点	技法	母集団・サンプル
P-08	残高・ブロックチェーン突合	オンチェーン残高と台帳・分別管理システムの日次突合が行われ、差異が適時にエスカレーション・解消されていること（C1・C3。利用者資産分別管理規程第7条）	閲覧・再実施・突合・分析	母集団=基準日 2026 年 1 月 31 日の全管理アドレス×全銘柄（鍵管理台帳の件数と照合）を CAAT で全件突合。第 3 期の日次突合記録から差異発生日を全件抽出し、差異管理票・裏付証跡（Tx ハッシュ・出庫指図・ノード同期ログ）で再実施。期末後手続で 2026 年 3 月 31 日の残高についても再実行する。
P-09	出庫承認・ホワイトリスト（ウォレット・秘密鍵管理）	出庫がホワイトリスト照合と二段階承認を経ており、未登録アドレスへの不正出庫・誤送金がないこと（ウォレット・秘密鍵管理 C5【KC】・C2【KC】）	閲覧・質問・突合・再実施・分析・観察	母集団=第 3 期の全出庫トランザクション（約 38,000 件見込。取引システムの件数との一致に加え、管理アドレスのオンチェーン送信履歴との逆突合で完全性を確かめる）を CAAT でホワイトリスト全件照合。二段階承認証跡は金額上位・非定型先・新規登録先への初回出庫から計 30 件を証憑突合。ホワイトリスト登録・変更ログの承認証跡を全件照合する。
P-10	入出金管理（トラベルルール）	トラベルルール（犯罪収益移転防止法第 10 条の 5）の通知・受信と、取引記録等の作成・保存（同法第 7 条・施行規則）が適切に行われていること（C22【KC】・C5）	閲覧・質問・突合・分析	母集団=第 3 期のトラベルルール対象移転（約 2,900 件見込。利用者の依頼に基づく他の暗号資産交換業者との間の移転の全件。金額による除外は無い）。対象の抽出は取引システムの相手方区分によるが、相手方アドレスの VASP 帰属判定を独立に再実施して区分誤りによる対象漏れが無いことを確かめる。CAAT で通知/受信の欠落を全件スクリーニングし、不達・受信不能で保留/返送となった件は全件確認、正常分から 25 件を無作為抽出して記録保存を検証する（日次以上の自動統制の基準 25 件）。

No	サブプロセス	監査要点	技法	母集団・サンプル
P-11	外部委託先管理	信託銀行・鍵管理/システム委託先の内部統制保証報告書（SOC1/SOC2等）が入手・評価され、月次の信託財産残高証明との照合が機能していること	閲覧・質問・突合・再実施	母集団=主要委託先（信託銀行・鍵管理ベンダー・システム委託先。約4先）の全先。委託先評価記録・SOC報告書の入手/評価記録を全先確認。月次の信託財産残高証明書との照合（C5）は12か月分を全件再実施（3月分は期末後手続）。
P-12	期末時価評価・決算財務報告	自己保有暗号資産の期末評価が実務対応報告第38号に沿い公正な評価額（活発な市場がある場合は市場価格）で行われ、参照市場・レートを選定が合理的で、経営者による無効化がないこと（F210-00 自己保有暗号資産の期末評価 C1【KC】・C2【KC】。預り暗号資産の資産負債両建てと実残高欠損の検証は F210-00 預り暗号資産の期末時価評価 C1【KC】・C2【KC】を対象とし、売買損益の純額表示・通期の収益認識は翌期の取引執行監査で扱う）	閲覧・再実施・突合・分析	母集団=2026年3月31日の自己保有全銘柄（評価額を全件再計算）+総勘定元帳の第3期仕訳全件。仕訳はCAATで抽出条件（期末±5営業日の評価/振替仕訳・補助元帳を経由しない直接仕訳・端数のない大口・非定型起票者/時間帯）該当分を全件証憑突合する。
P-13	分別管理監査対応（内閣府令第28条）	公認会計士又は監査法人による分別管理監査（資金決済法第63条の11第3項・内閣府令第28条）及び履行保証暗号資産分別管理監査（同第30条）への対応状況と、前年度指摘の是正が適切であること	閲覧・質問・分析	母集団=直近の分別管理監査報告書（第2期分・2025年6月受領）の指摘・改善提案全件、および前年度（第2期）内部監査の指摘全件。是正状況を全件追跡。第3期分の分別管理監査（2026年6月予定）への準備資料は期末後手続で整備状況を閲覧する。

6. 監査体制

内部監査室（室長=統括、主査=分別管理・信託保全・入出金、監査担当=残高突合・カストディ運用、IT監査担当=ウォレット/秘密鍵・特権ID・オンチェーン照合）。被監査部門からの独立性を確保する。CAATのデータ抽出立会・再現性確保のため情報システム部と抽出手順書を事前共有する。オン

チェーン残高の全件突合は自社のブロックチェーン照合ツールと公開ノードで再現する方針とし、再現できない場合に限り外部専門家（ブロックチェーン鑑識）の利用を室長が判断する。公開中のRCMでは、暗号資産の分別管理 C6（月次通査）と残高・ブロックチェーン突合 C4（月次通査）の運営者が内部監査室となっているため、内部監査規程第7条に基づきこれらは当年度の評価対象から外し、その事実と理由を本計画書及び内部監査報告書に記載するとともに、第二線（リスク管理部カストディ担当）への移管を経営者に提言する（2025年度年度計画で既に識別済み）。

7. 日程

計画策定・予備調査:2025年11月4日～28日（規程・RCM・前回監査結果・フロー・データ抽出仕様の入手、往査範囲の確定。監査プログラムの承認 2025年12月5日）。本調査（予定）:2026年1月13日～2月27日（現地往査。2026年2月2日に情報システム部が1月31日までのデータを抽出し、CAAT・証憑突合・質問・観察を実施）。期末後手続（予定）:2026年4月6日～17日（2月～3月分の追加抽出と同一CAATの再実行、期末残高照合、期末時価評価、分別管理監査対応状況のレビュー）。講評会（予定）:2026年4月24日。報告（予定）:ドラフト送付 2026年5月1日→経営者コメント回収 5月13日→確定報告 5月15日→監査役会 5月21日・取締役会 5月27日で報告。

項目	日程
キックオフ	2026年1月13日（火） 10:00 本社会議室（キックオフミーティング）
往査	2026年1月13日～2月27日（本調査。母集団は2025年4月1日～2026年1月31日、アクセス権・オンチェーン残高の基準日は2026年1月31日。データは2026年2月2日に情報システム部が抽出）／2026年4月6日～17日（期末後手続：2～3月分の追加抽出と同一CAATの再実行、期末残高照合、期末時価評価、分別管理監査対応状況）
講評会	2026年4月24日（金）（講評会・事実確認）
報告書提出	2026年5月15日（金）（内部監査報告書の提出）

8. 報告とフォローアップ

結果は内部監査報告書として代表取締役社長・取締役会及び監査役会へ報告する。発見事項には改善責任者と期限（暫定策・恒久策を区分）を求め、各改善期限の到来後速やかに証跡で完了を確かめるほか、内部監査規程第19条に基づき報告後3か月・6か月の時点でフォローアップ監査を行う。重要度「高」の指摘が期限を超過した場合は監査役会へ即時に報告する。

内部監査実施通知書

分別管理統括責任者（CFO）・財務経理部長 殿
ウォレット運用部長 殿
セキュリティ管理部長 殿
コンプライアンス部長 殿
オペレーション部長（資産管理課） 殿
リスク管理部長 殿
情報システム部長 殿

内部監査室長

内部監査規程 第 12 条に基づき、下記のとおり内部監査を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 監査対象

利用者財産の分別管理・カストディの内部監査（金銭の信託保全・暗号資産の同種同量保持・ウォレット/秘密鍵管理・残高突合・入出金）／被監査部門: 分別管理統括責任者（CFO）・財務経理部長、ウォレット運用部長、セキュリティ管理部長、コンプライアンス部長、オペレーション部長（資産管理課）、リスク管理部長、情報システム部長

2 監査実施期間

2026 年 1 月 13 日～2 月 27 日（本調査。母集団は 2025 年 4 月 1 日～2026 年 1 月 31 日、アクセス権・オンチェーン残高の基準日は 2026 年 1 月 31 日。データは 2026 年 2 月 2 日に情報システム部が抽出）／2026 年 4 月 6 日～17 日（期末後手続：2～3 月分の追加抽出と同一 CAAT の再実行、期末残高照合、期末時価評価、分別管理監査対応状況）

3 監査担当者

内部監査室（室長=統括、主査=分別管理・信託保全・入出金、監査担当=残高突合・カストディ運用、IT 監査担当=ウォレット/秘密鍵・特権 ID・オンチェーン照合）

4 監査目的

資金決済法第 63 条の 11（利用者財産の管理）・第 63 条の 11 の 2（履行保証暗号資産）および暗号資産交換業者に関する内閣府令第 26 条～第 30 条、JVCEA 自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者

財産の管理等に関する規則」、社内諸規程に照らし、利用者財産（利用者区分管理金銭・信託預け金・利用者暗号資産・履行保証暗号資産）の分別管理・カストディに係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を、①財務報告の…

5 監査項目

金銭の分別管理・信託保全、暗号資産の分別管理（同種・同量保持）、履行保証暗号資産、ウォレット・秘密鍵管理、ウォレット・秘密鍵管理／IT全般統制、残高・ブロックチェーン突合、出庫承認・ホワイトリスト（ウォレット・秘密鍵管理）、入出金管理（トラベルルール）、外部委託先管理、期末時価評価・決算財務報告、分別管理監査対応（内閣府令第28条）

6 依頼事項

添付の依頼資料リストの資料を2026年1月9日（金）（規程・組織・前回結果等）。データ抽出分は2026年2月2日（月）、期末後手続の追加抽出分は2026年4月6日（月）までにご提出ください
データ抽出（CAAT用）へのご協力

ヒアリング・往査日程の調整（キックオフ2026年1月13日（火）10:00 本社会議室（キックオフミーティング））

窓口: 内部監査室（内線1300）

以上

依頼資料リスト（添付）

サンプル暗号資産交換株式会社 内部監査室

利用者財産の分別管理・カストディの内部監査（金銭の信託保全・暗号資産の同種同量保持・ウォレット/秘密鍵管理・残高突合・入出金）

AI 生成ドラフト・会計士レビュー前提。会社・人物・数値はすべて架空

No	区分	資料名	所管	期限	目的・関連手続
R-01	規程・組織	利用者資産分別管理規程・暗号資産管理規程・秘密鍵管理規程・ウォレット管理規程・信託保全管理規程・暗号資産保全管理規程・暗号資産入出庫管理規程・トラベルルール対応規程・アクセス管理規程・職務分掌規程・経理規程の最新版と改訂履歴	コンプライアンス部・財務経理部	2026-01-09	監査基準の確定
R-02	規程・組織	組織図・職務分掌・承認権限マトリクス、要員名簿と入退社・異動一覧（2025年4月1日～2026年1月31日）	人事部・情報システム部	2026-02-02	権限分離と失効の突合先
R-03	規程・組織	J-SOX 文書 P201-00（業務記述書・RCM・業務フロー図）の最新版と前年度の評価結果、第二線の自己点検結果	財務経理部（分別管理統括責任者）	2026-01-09	キーコントロールの起点と第二線のカバー範囲の確認
R-04	金銭の分別管理	分別管理システムの日次算定レコード（必要保全額・信託元本・差替指図）の全営業日分（2025年4月1日～2026年1月31日。システム件数との照合表つき）、算定ロジック設計書、補完工程のスプレッドシート	財務経理部 分別管理担当・情報システム部	2026-02-02	P-01 の全件分析と再実施
R-05	金銭の分別管理	信託・分別口座からの会社起票の出金・振替取引データ（起票者・承認者ID）、出金伝票・振	財務経理部 照合担当・コンプライアンス部	2026-02-02	P-02 の権限分離スクリーニングと証憑突合

No	区分	資料名	所管	期限	目的・関連手続
		替指図書・銀行取引明細、C4D 過次点検記録（全週分）			
R-06	暗号資産の分別管理	日次分別管理突合表とレビュー記録（全営業日分）、基準日（2026年1月31日）の利用者別補助簿・全利用者合計・ウォレット帰属区分	ウォレット運用部・財務経理部	2026-02-02	P-03 の四者突合
R-07	暗号資産の分別管理	ウォレット管理システムの1時間ごとのコールド／ホット別残高スナップショット（全日分）、日次確認記録、ホット払出上限の承認記録、アラート発報ログ	オペレーション部 資産管理課・セキュリティ管理部	2026-02-02	P-04 の比率再計算と確認記録の照合
R-08	暗号資産の分別管理	履行保証暗号資産の日次算定データと充足確認記録（全日分）	ウォレット運用部 残高管理課	2026-02-02	P-05 の全件分析
R-09	ウォレット・秘密鍵	マルチシング構成の設計書、鍵ライフサイクル・イベント記録（生成／更新／バックアップ／廃棄）、署名承認ワークフローの署名ログ（全件）、解錠操作の観察日程の調整	セキュリティ管理部 暗号資産管理グループ	2026-02-02	P-06 の整備確認・観察・署名ログ全件分析
R-10	アクセス管理	署名／ウォレット管理システムの全アカウント一覧（基準日2026年1月31日時点・特権／一般・最終利用日）、新規付与の申請・承認記録、四半期棚卸の記録	情報システム部・セキュリティ管理部	2026-02-02	P-07 の人事マスタとの全件突合
R-11	残高突合	鍵管理台帳（全管理アドレス）、日次オンチェーン突合記録、差異管理票、ノード同期ログ	ウォレット運用部 残高管理担当	2026-02-02	P-08 の全アドレス突合と差異の再実施
R-12	入出金	出庫トランザクション（全件）、ホワイトリスト・マスタ、登録・変更ログ（利	ウォレット運用部・コンプライアンス部	2026-02-02	P-09 のホワイトリスト全件照合

No	区分	資料名	所管	期限	目的・関連手続
		用者の出庫先登録・ 自社管理アドレス） と承認証跡			
R-13	入出金	トラベルルール対象 移転の通知／受信 データ・保存記録・ 保留／返送処理記 録、トラベルルール 対応システムの対象 判定条件の設定書	コンプライアンス部 トラベルルール担当	2026-02-02	P-10 の全件スクリー ニング
R-14	委託先	主要委託先一覧、取 引基本契約（監査・ 報告徴収条項）、委 託先評価記録、内部 統制保証報告書 （SOC1／SOC2）、 信託財産残高証明書 （12 か月分）と照合 記録	リスク管理部 カス トディ担当・情報シ ステム部・財務経理 部	2026-01-09	P-11 の保証報告書評 価と残高証明照合の 再実施
R-15	期末評価	2026 年 3 月 31 日の 自己保有全銘柄の評 価資料・参照市場／ 価格ソースの選定記 録、総勘定元帳の第 3 期仕訳（期末後手 続で提出）	財務経理部 決算担 当	2026-04-06	P-12 の再計算と仕訳 テスト
R-16	前回監査・分別管理 監査	前年度（第 2 期）内 部監査指摘 3 件の是 正状況、第 2 期分の 分別管理監査報告書 と改善提案への対応 記録	財務経理部	2026-01-09	P-13 のフォローアッ プ
R-17	期末後手続	R-04～R-13 の 2026 年 2 月 1 日～3 月 31 日分の追加抽出（同 一の抽出条件・件数 照合表つき）	情報システム部	2026-04-06	期末後手続で同一 CAAT を再実行